

## 県と市町の税務事務の共同化について

### 1. 地方機関の見直しの方向について (平成 24 年 3 月)

#### < 県税事務所の見直しの方向 >

現地納税課 (高島、湖東) と周辺市町との事務の共同化 (税務機関の共同設置等) について、関係市町と協議を進め早期導入を図る。

県・市町で構成する県地方税務協議会で、平成 24 年 7 月頃に事務の共同化に向けて全県的な議論を行う。

### 2. 事務の共同化に向けた取組

#### (1) 県地方税務協議会における議論

平成 19 年度の税源移譲以降、個人県民税の収入未済額が増加する中、県による直接徴収や県職員の市町への短期派遣など市町と連携した取組を行っています。

こうした連携をさらに進め、県税と市町税の収入未済額の一層の縮減を図るため、県総務部長と各市町の副市町長等で構成する県地方税務協議会において、5 年先、10 年先を見据えたさらなる連携の必要性や新たな徴税体制のあり方などについて議論をしました。

その結果、県税および市税の同一滞納者への一元的な対応やスケールメリットを活かした人材の活用による効率的な徴収、税務職員の人材育成などの観点から、事務の共同化を進める方向で意見を取りまとめました。

#### 【事務の共同化の進め方】

現地納税課と周辺市町の徴収・管理収納業務の共同化をモデル地域 ( 1 ) として先行実施し、課題の改善や効果を検証した後、合意を得られた地域 ( 県税事務所または現地納税課管内 ) ごとに機関等の共同設置 ( 2 ) に取り組みます。

1 モデル地域：県職員と市町職員が同一場所において机を並べ、相互併任しながら業務を遂行するものです。

2 機関等の共同設置：地方自治法第 252 条の 7 の規定に基づき、複数の自治体が協議により規約を定めて内部組織や行政機関等を共同して設置するものです。

#### (2) 県税事務所の見直しに係る取組

現地納税課 (高島、湖東) と周辺市町との事務の共同化については、次のとおり取組を進めます。

##### 高島地域の取組

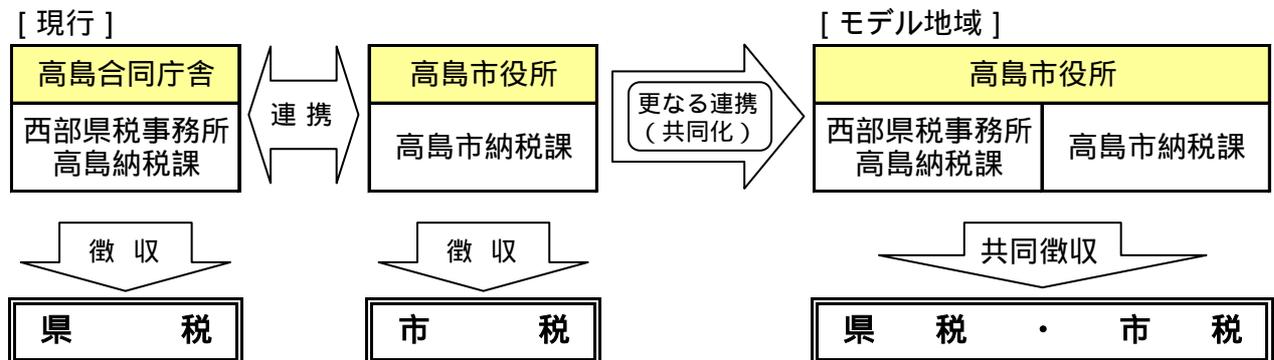
モデル地域として西部県税事務所高島納税課と高島市納税課が共同で徴収業務に取り組むことができるよう、調整を進めています。

##### 湖東地域の取組

当該地域の 1 市 4 町が、早期にモデル地域としての取組ができるよう合意形成に向けて市町と協議を進めます。

### 3 . 高島地域における事務の共同化

#### < 取組のイメージ >



(1) 開始時期

平成 25 年 8 月 1 日

(2) 実施場所

高島市役所内

(3) 業務執行の方法

西部県税事務所高島納税課を高島市役所に移転し、県職員と市職員が机を並べ、相互併任しながら共同で県税と市税の徴収業務に取り組みます。

(4) 今後のスケジュール (予定)

平成 25 年 3 月 協定書 (経費負担や身分取扱い等) の締結

4 月 ~ 市・県広報誌等を活用した広報

8 月 モデル地域として取組開始